

特定労務管理対象機関の指定について

1 概要

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」）第113条等の規定により、都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定労務管理対象機関【特定地域医療提供機関（いわゆるB水準対象機関）、連携型特定地域医療提供機関（いわゆる連携B水準対象機関）、技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象機関）及び特定高度技能研修機関（いわゆるC-2水準対象機関）】として指定することされている。（令和6年4月1日施行）
- 指定の申請は、申請書に、医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」）の案を添えて提出することとなっている。

2 特定労務管理対象機関指定要件等

- 都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる。【新医療法第113条第3項関係】
 - ① 労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること、医師の労働時間の状況・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標・医師の労務管理及び健康管理に関する事項・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。
 - ② 必要な面接指導及び休息時間の確保（追加的健康確保措置）を行うことができる体制が整備されていること。
 - ③ 労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと。（過去1年以内に労働時間や賃金の支払いに関する労働法令の違反について送検・公表されていないこと。）
- 都道府県知事は、指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならない。【新医療法第113条第4項関係】
- 都道府県知事は、指定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。【新医療法第113条第5項関係】

3 本県における指定審査について

- 国の方針をもとに作成した、本県の指定審査基準は次頁からのとおり。
- 各項目を「適」または「不適」で審査し、全ての項目が「適」であることが、指定の前提条件となる。（B水準の項目1については、いずれか1つが「適」。）
※必ず、医療機関勤務環境評価センターの評価受審前に、全て「適」であることを確認してください。

○ 特定労務管理対象機関指定審査基準

【特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：B 水準）】

※ 地域に必要な医療提供体制の確保のため、医療機関が必須とされる機能を果たすために、当該医療機関内の業務により A 水準（医療機関で診療に従事する勤務医の時間外労働の上限水準）を超えるを得ない場合。

項目	指定要件	審査結果 (適・不適)	根拠法令等
	三次救急医療機関 二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」かつ「医療計画において 5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ※指定を受ける前年 1 月～12 月の実績を基本とする。 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関		新医療法第 113 条第 1 項 第 1 号
1	公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関、社会医療法人、地域医療拠点病院		医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ
	特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等		新医療法第 113 条第 1 項 第 3 号
2	3.6 協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。		—
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。		新医療法第 113 条第 3 項 第 1 号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。		新医療法第 113 条第 3 項 第 2 号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。		新医療法第 113 条第 3 項 第 3 号
B 水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。			—

（参考）医療機関勤務環境評価センターによる評価結果

○ 特定労務管理対象機関指定審査基準

【連携型特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：連携 B 水準）】

※ 地域の医療提供体制を確保するために、医師の派遣を行う必要があり、副業・

兼業先での労働時間を通算すると A 水準を超えるを得ない場合。

項目	指定要件	審査結果 (適・不適)	根拠法令等
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (例) 大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの、社会医療法人		新医療法第 118 条第 1 項
2	36 協定においては年 960 時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、時間外・休日労働が年 960 時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している。 ※個々の医療機関での時間外上限は年 960 時間まで。		—
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。 ・派遣先（副業先）に対する労働時間短縮の要請が記載されている。		新医療法第 113 条第 3 項 第 1 号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。		新医療法第 113 条第 3 項 第 2 号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。		新医療法第 113 条第 3 項 第 3 号
医師の派遣が医療提供体制の確保のために必要と認められ、連携 B 水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。			—

（参考）医療機関勤務環境評価センターによる評価結果

○ 特定労務管理対象機関指定審査基準

【技能向上集中研修機関（集中的技能向上水準：C-1 水準）】

※ 臨床研修または専門研修に関わる業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身につけるために、A 水準を超えるを得ない場合。

項目	指定要件	審査結果 (適・不適)	根拠法令等
1	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関 (基幹型臨床研修病院／専門研修基幹施設、協力型臨床研修病院／専門研修連携施設、カリキュラム制における専門研修施設)	専門研修について は、日本専門医機構において審査	新医療法第119条第1項
2	研修の効率化（単に労働時間を短くすることではなく、十分な診療経験を得る機会を維持しつつ、カンファレンスや自己研鑽などを効果的に組み合わせるに当たり、マネジメントを十分に意識し、労働時間に対して最大の研修効果を上げること）を行ってもなお、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをする必要がある。		—
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。		新医療法第113条第3項 第1号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。		新医療法第113条第3項 第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。		新医療法第113条第3項 第3号
C-1 水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がない。			—

(参考) 医療機関勤務環境評価センターによる評価結果

○ 特定労務管理対象機関指定審査基準

【特定高度技能研修機関（集中的技能向上水準）：C-2 水準】

※ 医籍登録後の臨床に従事した期間が6年目以降の者であって、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、指定された医療機関で、一定期間集中的に当該高度特定技能の育成に関連する診療業務を行うために、A水準を超えるを得ない場合。

項目	指定要件	審査結果 (適・不適)	根拠法令等
1	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2水準の対象として審査組織が特定する技能（特定高度技能）を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有している。 (例) 高度で長時間の手術等途中で医師が交代するのが困難、診療上、連続的に診療を同一医師が続けることが求められる分野	審査組織 において 審査	新医療法第 120条第1項
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。		—
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。		新医療法第 113条第3項 第1号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。		新医療法第 113条第3項 第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。		新医療法第 113条第3項 第3号
C-2水準を適用しても、地域における高度な技術が必要とされる医療の提供体制に影響がなく、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的である。			—

（参考）医療機関勤務環境評価センターによる評価結果